

「知的財産推進計画2022」の 進捗状況について

2023年1月

内閣府知的財産戦略推進事務局

知的財産推進計画2022の全体像

1. スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化

- ・スタートアップが知財対価として株式・新株予約権を活用しやすい環境整備
- ・大学における事業化を見据えた権利化の支援
- ・大学等における共同研究成果の活用促進
- ・「大学知財ガバナンスガイドライン（仮称）」の策定と大学への浸透 等

2. 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化

- ・企業の開示・ガバナンス強化と投資家の役割の明確化

3. 標準の戦略的活用の推進

- ・官民一丸となった重点的な標準活用推進 等

4. デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備

- ・データ取扱いルール実装の推進 等

5. デジタル時代のコンテンツ戦略

- ・Web3.0時代を見据えたコンテンツ戦略
- ・デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革 等

6. 中小企業／地方（地域）／農林水産業分野の知財活用強化

- ・中小企業の知財取引の適正化 等

7. 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化

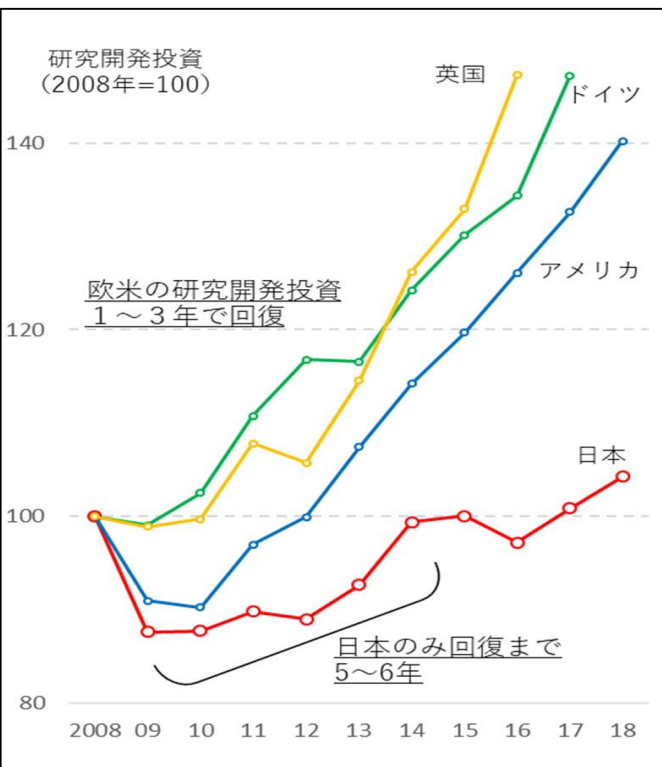
8. アフターコロナを見据えたクールジャパンの再起動

日本企業の知財・無形資産投資活動の深刻な低迷

- **コロナ後のデジタル・グリーン成長**による経済回復戦略を進める中で**企業の知財・無形資産活用が鍵に**。
- 一方、リーマンショック後の**企業の研究開発投資額**は、諸外国では短期間に回復。日本は、いまだ**低迷**。
- 米国では**企業価値の源泉が無形資産に変わる**中、日本では**その貢献度が低い**。
- 知財・無形資産による差別化により、**マークアップ率を引き上げる**ことが成長と分配の好循環のために重要

⇒**日本企業の知財・無形資産投資を増大させるメカニズムの構築が必要**

⇒**新しいアイデア（知財）とイノベーションへの熱意を持つ個人を含む新たなプレイヤーが社会の知的資産をフル活用できる経済社会への変革**



日本のイノベーション競争力の後退

➤ **イノベーションのランキングで日本は低い評価**

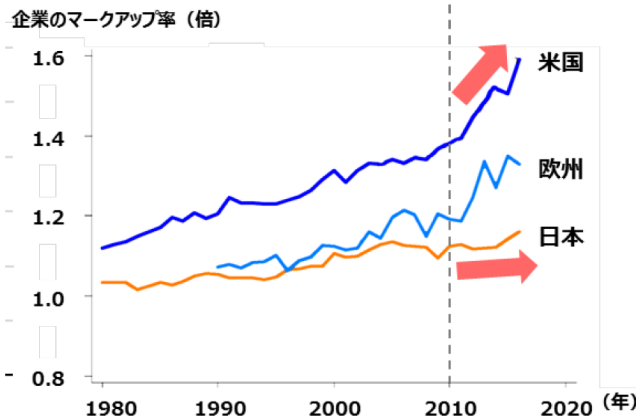
WIPO「グローバルイノベーション指数2021」

日本:13位

※2007年は4位

(参考) 米国:3位、英国4位、韓国5位、ドイツ10位、フランス11位、中国12位

図2. 先進国企業のマークアップ率の推移



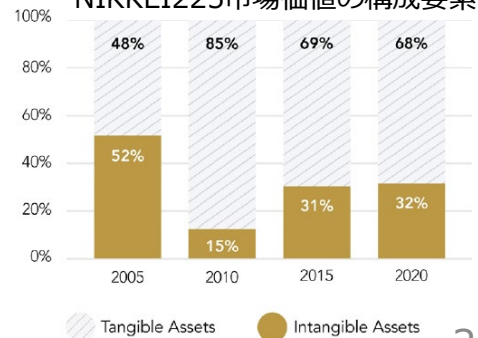
出典: 「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日)

S&P500市場価値の構成要素



SOURCE: OCEAN TOMO, LLC INTANGIBLE ASSET MARKET VALUE STUDY, 2020
*INTERNAL STUDY UPDATE AS OF 7/1/2020

NIKKEI225市場価値の構成要素



SOURCE: OCEAN TOMO, LLC INTANGIBLE ASSET MARKET VALUE STUDY, 2020
出典: OCEAN TOMO HP

知的財産推進計画2022における基本認識

～意欲ある個人・プレイヤーが社会の知財・無形資産をフル活用できる経済社会への変革～

グローバルな競争環境の変化

■ 技術をいかに機動的かつスピーディーにグローバルに社会実装させるかの“イノベーション・スピード競争”へ

⇒従来のプレイヤーだけでは対応できず、イノベーション 創出のプレイヤーの多様化(個人・スタートアップなど)が急務

<+知財ガバナンスが十分機能していない>

- 日本企業の知財・コンテンツがフルに活かされていない
- 大学で創出される知財が事業化に十分繋がっていない
- 成長に必要な知財・無形資産への投資不足
- 自己完結型の企業の知財管理がダイナミズムを阻害

■ デジタル空間の技術パラダイムの転換

⇒Web3.0時代の到来。メタバースやNFTに係る技術の進展に対応した仕組みの構築が急務

⇒デジタル化の進展に伴い、技術シーズ・コンテンツへのアクセスを容易にする必要性

■ 熾烈な技術覇権・国際連携競争と経済安全保障

⇒産業構造が「企業/業界単位のピラミッド型」から「業態を越えたネットワークで価値提供するレイヤー型」へ変化。国際市場獲得・経済安全保障実現に向け、標準戦略が死活的に重要に

■ 新たな知財 “データ” のガバナンスへの関心の高まり

⇒データ利活用のルール形成を巡る主導権争い(欧州データ法等の検討など)

政策の柱

大学で創出される
知財の事業化促進

スタートアップによる
知財のフル活用

知財・無形資産の
投資・活用の促進

デジタル化に対応した
著作権制度の適合

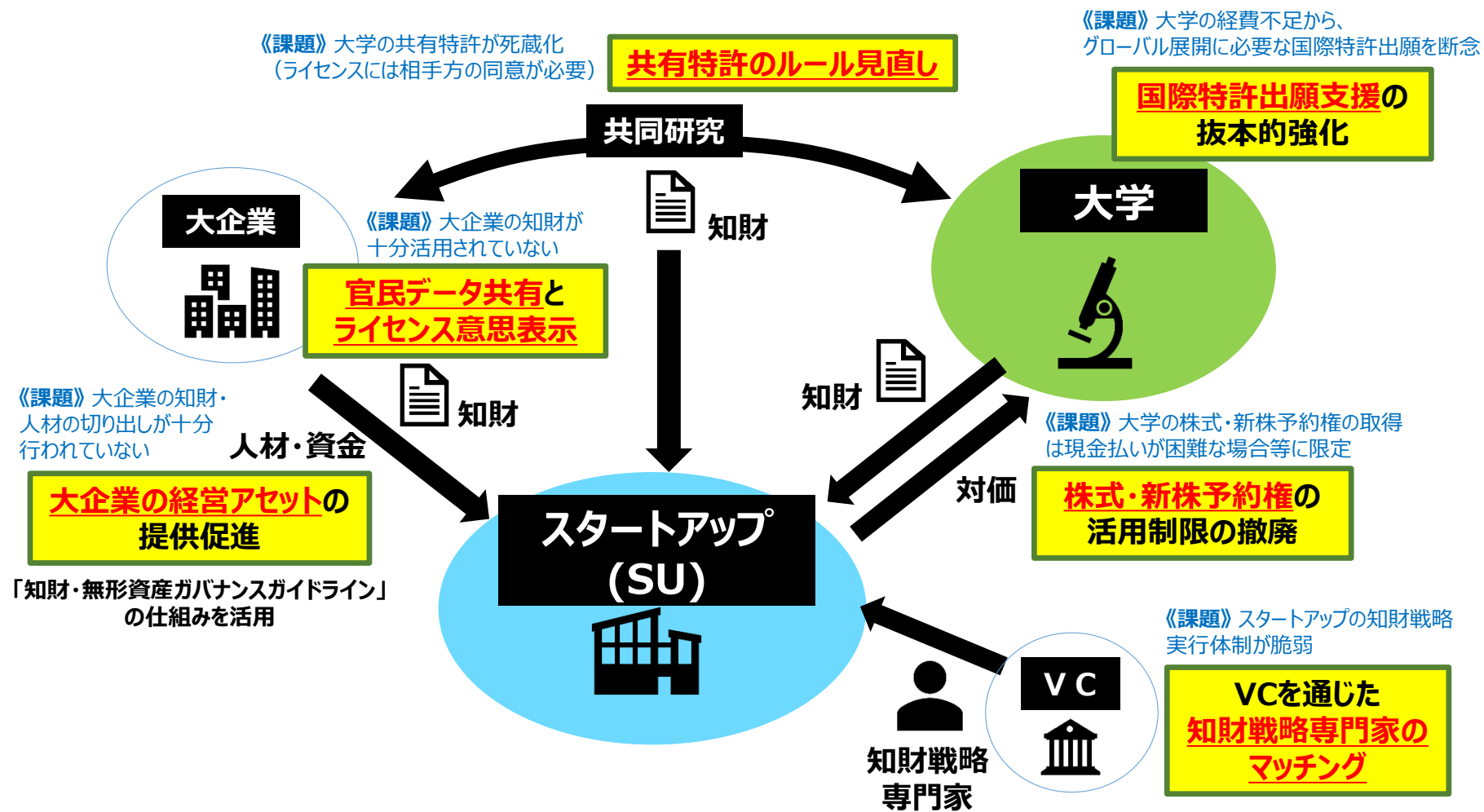
メタバースやNFTなど
デジタル市場・空間における
知財活用の促進

標準の戦略的活用

データ利活用の
ルール形成への対応

スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化①

- ▶ スタートアップが、大学・大企業の保有する知財をフルに活用し、事業化につなげられる環境整備に向け、知財対価としての**株式・新株予約権の活用制限の撤廃**、**共有特許のルール見直し**、**国際特許出願支援の抜本的強化**などを措置
- ▶ 大学の知財の事業化に向け、強い権利の取得やライセンスの促進など、スタートアップ・フレンドリーな知財マネジメントを浸透させるための**大学知財ガバナンスガイドライン(仮称)**を策定

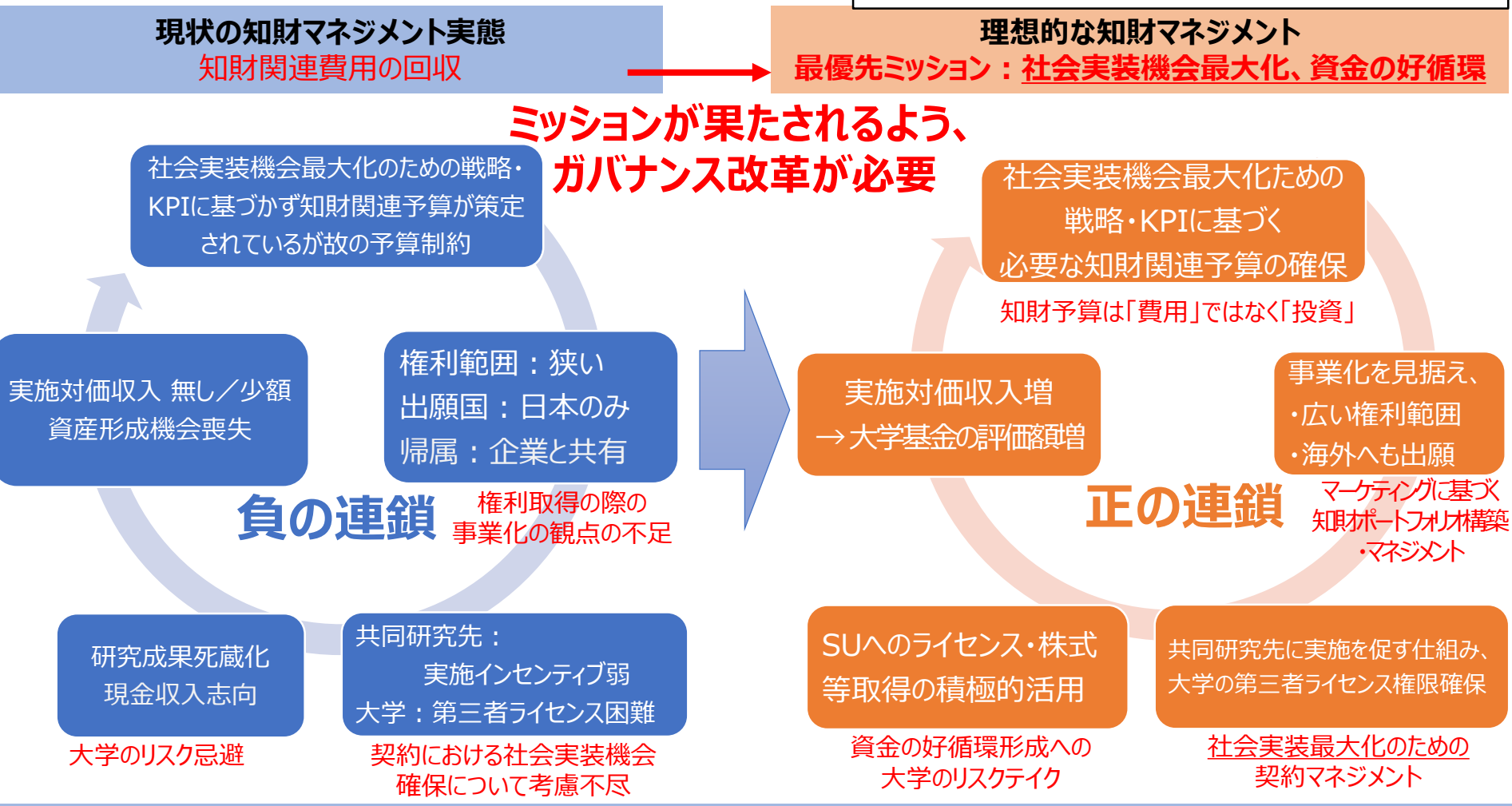


スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化②

| 項目 | 現状 | 今後の取組(予定) |
|---|--|---|
| 株式・新株予約権の活用制限の撤廃 共有特許のルール見直し 大学知財ガバナンスガイドライン(仮称)の策定 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業化を見据えた特許出願プロセスマネジメント、企業との共同研究成果の取扱いに関するルール、新株予約権による適正な対価取得の在り方等について、「大学知財ガバナンスに関する検討会」で検討中 | <ul style="list-style-type: none"> ・検討会での検討結果に基づき、関係府省により、「大学知財ガバナンスガイドライン(仮称)」を2022年度内に策定するとともに、SUフレンドリーな知財マネジメントを全国の対象大学に浸透させる仕組みについて検討 |
| 国際特許出願支援の抜本的強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・JSTにおいて、大学等による国際特許出願についてハンズオン支援や特許出願費用の助成を実施 ・特許庁において、大学発スタートアップによる事業化を予定している大学等が、海外への特許出願を行う場合に、その出願費用を助成 | <ul style="list-style-type: none"> ・JSTに新設する基金(大学発スタートアップ創出の抜本的強化)により、大学発SU創出の抜本的強化を進める中で、国際特許出願支援も強化予定 |
| 官民データ共有とライセンス意思表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・特許庁において、官民連携の強化の下、特許情報などの民間事業者による利活用の促進について調査事業を実施中 | <ul style="list-style-type: none"> ・特許の第三者への利用許諾の意思の表示へのインセンティブの在り方について検討 |
| VCを通じた知財戦略専門家のマッチング | <ul style="list-style-type: none"> ・日本VC協会と日本弁理士会との間で知財戦略専門家マッチングのための連携枠組みを構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き関係者のネットワークを強化し、SUに対する知財戦略の構築支援を強化 |
| 大企業の経営アセットの提供促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・大企業がスタートアップに対して自社の知財・人材等の経営アセットを提供する取組についての開示やガバナンスに関する内容を拡充するため、「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の改訂を検討中 | |

大学知財マネジメントがめざすべき姿

注：第1回検討会資料5抜粋。検討会における議論のためのたたき台であり、ガイドラインの内容を予断するものではない。



- 社会実装の重要性は広く大学に認識されているにもかかわらず、費用回収が知財マネジメントの目的と化しているのが実態。
- 知財マネジメントの最優先ミッションである、社会実装機会最大化、資金の好循環が果たされるよう、知財ガバナンス改革が必要ではないか？

大学知財ガバナンスに関する検討会：①目的

文科省・経産省と共催で検討会を立上げ

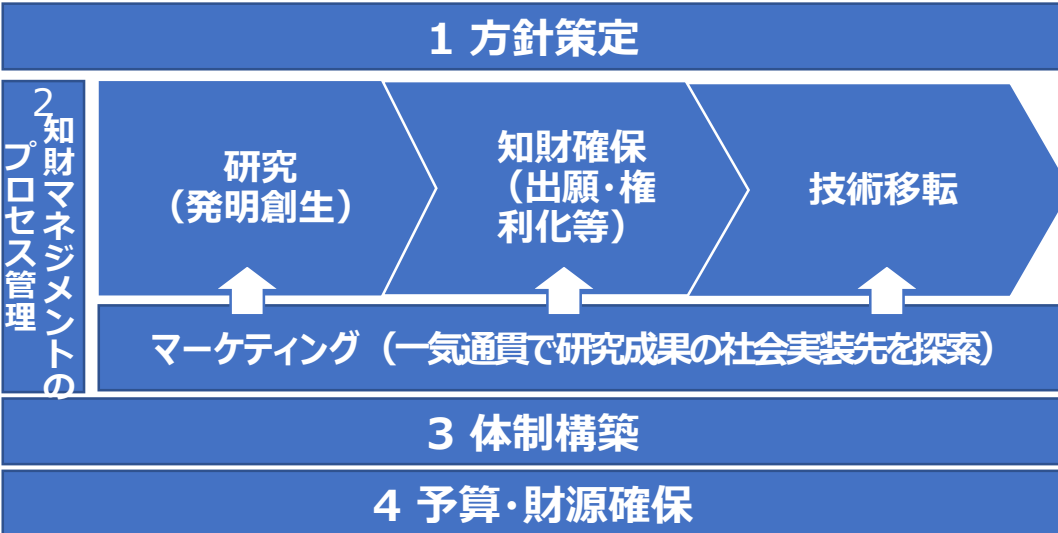
目的

大学の研究成果のスタートアップ(SU)等を通じた社会実装及び資金の好循環を実現するために必要な大学の知的財産マネジメント・知財ガバナンスの検討を行う

施策の方向性

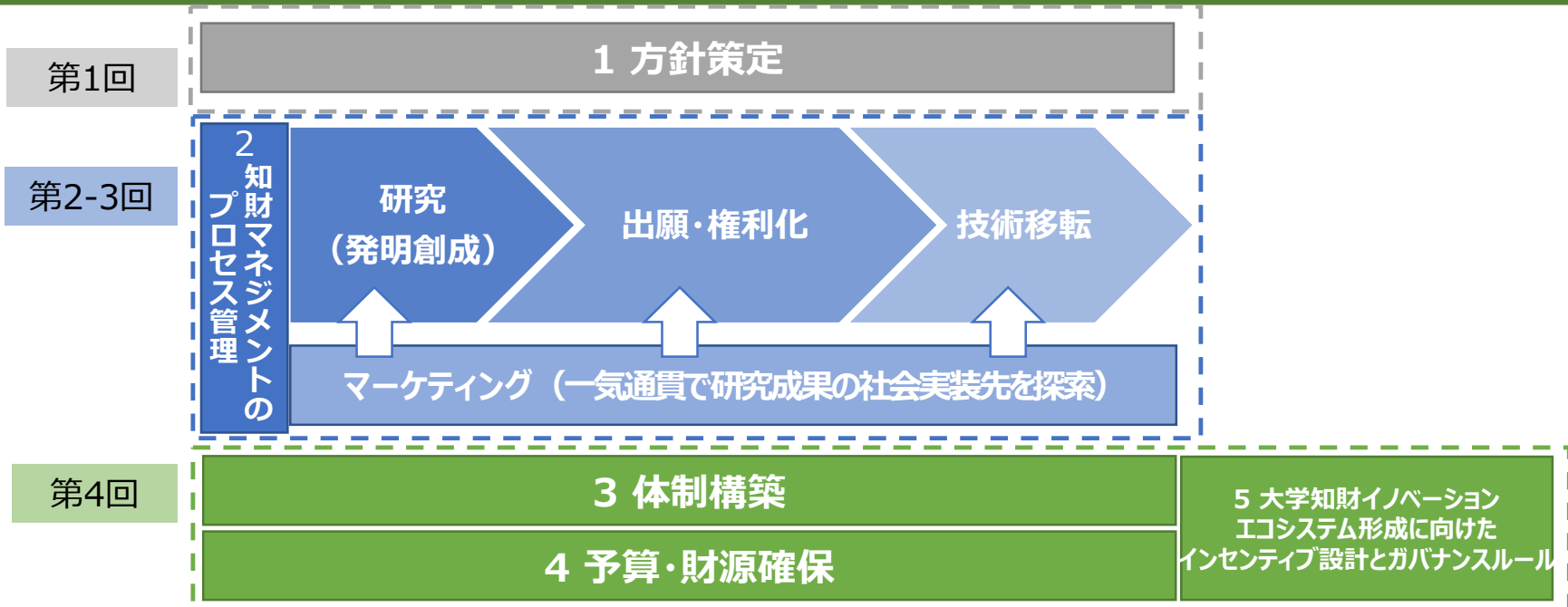
- 検討結果に基づき、大学における強い知財の取得やライセンスの促進など、スタートアップ・フレンドリーな知財マネジメントを浸透させるための**大学知財ガバナンスガイドライン**(仮称)を関係府省庁で策定
対象：国際卓越研究大学、地域中核・特色ある研究大学をはじめとする全国の大学
- スタートアップ・フレンドリーな知財マネジメントを全国の対象大学に浸透させる仕組みを検討
 - ・国際卓越研究大学制度、地域中核・特色ある研究大学の振興施策との連携方策の模索
 - ・産学連携ガイドラインを補足する関連資料等としての公表、公表に伴う広報活動、関係省庁の施策紹介、プレスリリースなど

検討を予定している知財ガバナンスの要素



- ① 共同研究成果の取扱い
- ② 事業化を見据えた権利取得
- ③ スタートアップへの知財移転に係る対価取得の在り方

大学知財ガバナンスに関する検討会：②アジェンダ・スケジュール



- 第1回～4回(11月～1月) 各論を議論 (但し、議論を尽くすために回数を増やす可能性有)
- 第1回 (11/ 4) : 「1.方針策定」大学知財マネジメントの課題と方針策定について
 - 第2回 (11/20) : 「2.プロセス管理」
SUへのライセンスの在り方、マーケティングに基づく一気通貫の知財マネジメント
 - 第3回 (12/20) : 「2.プロセス管理」大学が生む発明の帰属・ライセンスの考え方
 - 第4回 (1/18) : 「3.体制構築」「4.予算・財源確保」、
「5.大学知財イノベーションエコシステム形成に向けたインセンティブ設計とガバナンスルール」
- 第5・6回(2月～3月) : ガイドライン案について議論
- 第5回 : ガイドライン素案 (事務局案) に対する議論
 - 第6回 : 第5回議論を反映させたガイドライン案の確認

「大学知財ガバナンスに関する検討会」委員名簿

* 五十音順、敬称略（委員）◎座長

| | |
|----------|--|
| 飯田 香緒里 | 東京医科歯科大学 副理事・統合イノベーション推進機構 教授 |
| 石原 稔 | 関東化学株式会社 知的財産部 特許情報室長 弁理士 |
| 出雲 充 | 株式会社ユーグレナ 代表取締役社長 |
| 岩村 有広 | 一般社団法人日本経済団体連合会 常務理事 |
| 上山 隆大 | 総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員 |
| 江戸川 泰路 | EDiX Professional Group 江戸川公認会計士事務所 代表パートナー |
| 大田 康雄 | 東洋紡株式会社 常務執行役員 |
| 大西 晋嗣 | 九州大学学術研究・産学官連携本部 副理事（産学官民連携・知的財産担当） |
| 小河 義美 | 株式会社ダイセル 代表取締役社長 |
| 木場 祥介 | ユニバーサル マテリアルズ インキュベーター株式会社 代表取締役パートナー |
| 口石 幸治 | 株式会社EXORPHIA 代表取締役社長 |
| 田中 精一 | コベルコ建機株式会社 企画本部新事業推進部新事業企画グループ長 |
| 西村 訓弘 | 三重大学大学院地域イノベーション学研究科 教授 |
| ◎橋本 和仁 | 科学技術振興機構 理事長 |
| 本蔵 俊彦 | i-nest capital株式会社 パートナー |
| 増島 雅和 | 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士 |
| 矢口 敏昭 | 第一三共株式会社 知的財産部長 弁理士 |
| 山本 貴史 | 株式会社東京大学TLO 代表取締役社長 |
| 山本 飛翔 | 法律事務所amaneku 代表弁護士・弁理士 |
| 渡部 俊也 | 東京大学未来ビジョン研究センター 教授 |
| (オブザーバー) | 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、特許庁総務部総務課、特許庁総務部企画調査課 |
| (事務局) | 内閣府知的財産戦略推進事務局、文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域振興課、経済産業省産業技術環境局大学連携推進室 |

大学知財ガバナンスに関する検討会：主な議論のポイント①

注：検討会における議論のための論点であり、ガイドラインの内容を予断するものではない。

第1回：【方針策定】大学知財マネジメントの課題と方針策定

1. 大学知財マネジメントの実態とめざすべき姿
 - 社会実装機会最大化・資金の好循環を知財マネジメントの最優先ミッションとし、それが果たされるよう、知財ガバナンス改革が必要ではないか。
2. 大学における知財の意義
 - 新たなイノベーション創出による、社会課題解決、社会変革・進歩の達成という意義を大学トップが理解し、社会実装機会最大化・資金の好循環という知財マネジメントの最優先ミッションが果たされるよう知財ガバナンスを改革することが肝要ではないか。
3. 知財マネジメントのスコープと戦略・KPI設定におけるトップの役割
 - ネットワーキング⇒研究⇒知財確保⇒技術移転のプロセス全体を知財マネジメントととらえて、一貫通貫の社会実装機会最大化戦略が必要ではないか。
 - 大学トップは、社会実装機会最大化戦略について、人事・財務等に関する他の戦略との間の優先順位付け、及び、教育や研究に関する戦略等他の重要戦略と相乗効果を発揮するよう調整を行うことが必要ではないか。
4. 戦略・KPI設定の留意点
 - アウトプットに関する長期的なKPIと、アウトプットに至る経過に関する短中期的なKPIを組み合わせ設定することが必要ではないか。
 - 知財マネジメントが特定KPI達成のための個別最適化に陥ることのないよう、知財マネジメントは常にイノベーション創出による社会課題解決、社会改革・進歩の達成を念頭に遂行することが重要ではないか。
5. SUエコシステム

大学知財ガバナンスに関する検討会：主な議論のポイント②

注：検討会における議論のための論点であり、ガイドラインの内容を予断するものではない。

第2回：【プロセス管理】知財ライセンス対価、一気通貫の知財マネジメント

① SUへの知財ライセンス対価の在り方

1. 大学がSUの事業成長へ貢献するインセンティブとなる対価設計の工夫
2. 大学－SU間の交渉のフリクションコストを下げる工夫
3. 大学の資金好循環達成の観点からのエクイティの引受け
4. 大学の事業成長につなげていくための取り組み・改革
 - 大学は、知財ライセンスに当たり、特許出願・権利化費用は現金で回収した上で、SUの事業成長への貢献に対するリターンとしてエクイティを積極活用すべきではないか。
 - 大学は、エクイティ引受けに際して、SUの事業計画への貢献可能性、事業成長を阻害しない対価の設計や、対価回収の見込みも踏まえて適切なリスクテイク（エクイティ引受け）をすべきではないか。

② マーケティングに基づく一気通貫の知財マネジメント

1. 出願・権利化のフェーズゲート管理や発明評価の仕組み
 - フェーズゲート管理に必要な発明評価について、特許性と市場性（市場規模・動向だけでなく、ビジネスモデルも想定し、特許が市場確保・拡大にどの程度貢献するか）に基づき、客観的に判断する仕組みが必要ではないか。
 - 発明評価において発明者（研究者）の関与はどのようにあるべきか。
2. マーケティングに基づく一気通貫の知財マネジメント
 - 大学が事業に資する知財を取得するために、外部のステークホルダー（企業、SU、VC等）はどのような貢献が可能か。
 - 外部のステークホルダーにとって、どのような仕組みがあれば、貢献へのインセンティブとなるか。

大学知財ガバナンスに関する検討会：主な議論のポイント③

注：検討会における議論のための論点であり、ガイドラインの内容を予断するものではない。

第3回：【プロセス管理】大学が生む発明の帰属・ライセンスの考え方

1. 帰属・ライセンスの基本的な考え方

- 帰属は特許法の原則に従い、inventorshipに基づき決定することとした上で、ライセンス条件について、社会実装機会最大化の観点から、ライセンシーが社会実装しない場合の第三者による社会実装機会確保、分野ごとのライセンス機会確保がなされるようにしてはどうか。

2. 帰属の在り方

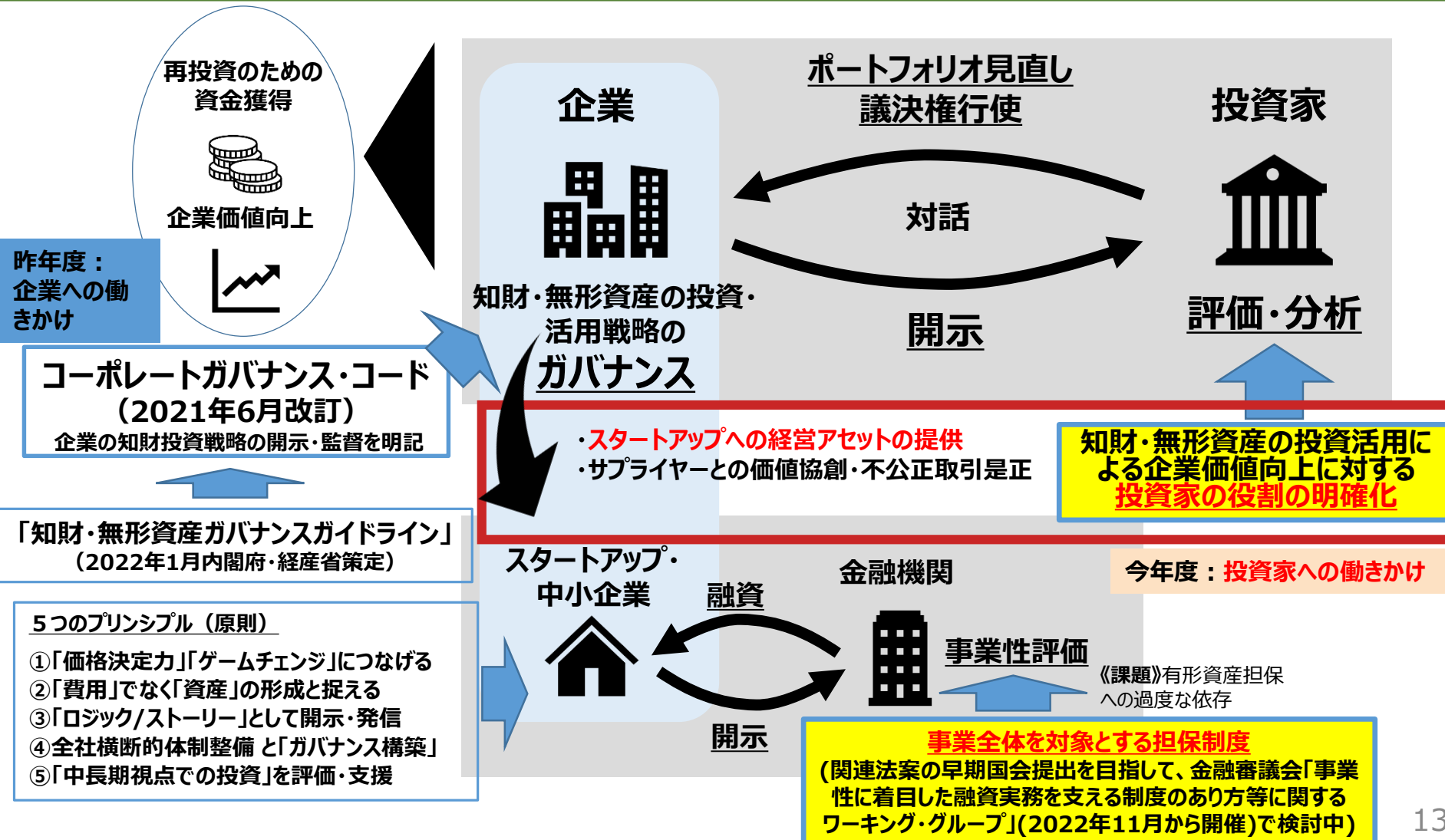
- 大学のリソースを投入した成果について、イノベーション・インフラとしての公器の役割を担う大学が、公正・中立な立場からその実施の管理に当たるために、大学はinventorshipに基づき決定された持分を維持する責務を負うべきではないか。
- 共同研究先企業以外による事業化が見込まれない正当な理由がある場合は、大学の原始的な持分を譲渡し、当該企業への単独帰属とすることも認めるべきではないか。

3. ライセンスの在り方

- 実施権限等の許諾は事業分野ごとに行うこととすべきではないか。
- 共同研究先等には、必要に応じて未許諾分野について猶予期間／Right of first refusalを与えるべきではないか。
- 許諾から所定期間経過後、ライセンシーが正当な理由なく不実施の場合には、大学は当該ライセンシーへの実施権限等の許諾を解除した上で、第三者に対する実施権限等を許諾することが可能とすべきではないか。
- 「所定期間」や「正当な理由」の有無についてどのように考えるべきか。

知財・無形資産の投資・活用促進 (赤字が今年度、特に注力している内容)

- 日本企業の知財・無形資産投資が不足。コーポレートガバナンス・コード見直しによる企業の開示・ガバナンス強化に加え、**投資家の役割を明確化**することにより、知財・無形資産の投資・活用を促進
- 中小企業が知財・無形資産を活用した融資を受けられるよう、**事業全体を対象とする担保制度の創設**を検討



知財・無形資産の投資・活用促進に向けた活動①

知財・無形資産ガバナンスガイドラインVer.1を公表した後の現状認識

- 企業は知財・無形資産投資・活用に関する情報開示を始めているが、投資家の思考構造を意識した開示内容にまで至っていない場合が多い (考えられる原因)
 - 企業が知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行・開示・ガバナンスについての意義（企業価値向上への貢献）を理解していない
 - 企業が知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行・開示・ガバナンスについての意義は理解しているが、知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行・開示・ガバナンスの取組み方が分からない
 - 企業が知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行・開示・ガバナンスについての意義を理解し、知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行・開示・ガバナンスの取組み方も分かるが、動機付けがない

知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会の主な目的

- コーポレートガバナンス・コード改訂(2021年6月)を踏まえ、作成、公表された「知財・無形資産ガバナンスガイドラインVer.1」（2022年1月）に対する企業や投資家等の反応を受け、知財・無形資産ガバナンスガイドラインの普及・活用促進の検討、経営環境の変化等を踏まえた新たな取組等も取り入れた知財・無形資産ガバナンスガイドラインの改訂を行う

上記の現状認識に対応した主な課題仮説と施策仮説

| 現状認識 | 課題仮説 | 施策仮説 |
|------------|---|---|
| 意義を理解していない | <ul style="list-style-type: none"> 企業が知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行について、見える化し、投資家や金融機関から適切に評価され、企業価値が向上し、更なる知財・無形資産の投資に向けた資金調達につながるというメカニズムの重要性が理解できていない | <ul style="list-style-type: none"> 情報開示・対話による企業側の行動変容の結果、企業側が享受する具体的なメリット・経路等のイメージと例の提示 価値協創ガイダンス2.0におけるサステナビリティ・トランスフォーメーション(SX)の実現に向けた企業活動との関係の具体化 |
| 取組み方が不明 | <ul style="list-style-type: none"> 知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行・開示・ガバナンスに関して、企業と投資家が互いの思考構造、論理体系を理解しあえていない | <ul style="list-style-type: none"> <u>企業評価の際及び対話の際の企業と投資家の思考構造(ロジックツリー)のギャップの提示</u> 企業と投資家の思考構造のギャップを克服するために説明すべきポイントの提示（開示・対話における企業と投資家の共通言語の在り方の提示） |
| 動機付けがない | <ul style="list-style-type: none"> 知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行・開示・ガバナンスの有無にかかわらず、自社に具体的なメリットやデメリットが少ない | <ul style="list-style-type: none"> 企業の情報開示や投資家の対話を第三者が評価する仕組みの構築 INDEXに対する知財・無形資産投資・活用の観点の反映 |

知財・無形資産の投資・活用促進に向けた活動②

ガイドライン改訂に向けての主な検討内容

- ① 「知財・無形資産の投資・活用戦略の構築・実行・開示・ガバナンスに関して、企業側の思考構造・論理体系と投資家側の思考構造・論理体系が理解しあえていない」という課題仮説に対して、「企業評価の際及び対話の際の投資家と企業の思考構造のギャップの提示と克服ポイント」
- ② 知財・無形資産の投資・活用による企業価値向上に対する投資家の役割の明確化

主な検討状況

① 企業と投資家の思考構造のギャップを克服するために経営者が説明すべきポイント案

ストーリー(企業変革への道筋)

知財・無形資産投資を、全体戦略や経営改革と繋がるストーリーの中に位置付け、キャピタルアロケーションとして、自社の戦略を成立させる重要な要素として示し、Unlock Valueに寄与

ROIC逆ツリー(繋がり・進捗検証)

「アセット」としての知財・無形資産や、それを生み出す「組織能力」と、利益率の向上や企業価値（PER等）の関係を紐づけて示す

企図する因果パス(ロジック)

知財・無形資産による製品・サービスの独自性・優位性・持続可能性について、トラックレコード等も踏まえ、関係性をもって語る

② 投資家の役割及び課題を踏まえた、投資家に期待されるアクション

| | | | |
|------------|---------------|---|---|
| アセットマネージャー | アクティブ運用 | (共通) 企業の中長期的な企業価値向上、資本市場の活性化に向けて、企業による開示・発信と当該開示・発信を契機とした投資家との対話を機能させるために、 <ul style="list-style-type: none"> ● <u>企業評価、エンゲージメント・アクションに至る投資家自身の思考構造の情報発信</u> ● <u>企業評価、エンゲージメント・アクションについての投資家自身の具体行動の原則と結果を「責任投資報告書（スチュワードシップレポート等）」での報告</u> | より長期的な視点で、知財・無形資産投資・活用と財務数値へのつながり等の観点での企業との対話を通じた銘柄選択への利用 |
| | スマートベータ運用 | | 知財・無形資産等に関するデータを運用モデルに活用することを意識したKPIを検討 |
| | パッシブ運用 | | 将来の機会・リスクへの対応のための知財・無形資産投資の実行等の観点での企業との対話を通じたエンゲージメント、議決権行使 |
| | スチュワードシップ活動専門 | | アセットマネージャーに対して、 <u>投資先企業に対するエンゲージメントの推奨、長期志向の投資等の運営方針、運用報酬等の適切な設計も含めてアナリスト、投資家による個社分析等の充実化の徹底を求める</u> |
| アセットオーナー | | | |

「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会」委員名簿

(◎ 座長、五十音順、敬称略)

| | |
|----------|--|
| 荒木 充 | 株式会社ブリヂストン 知的財産部門長 |
| 安藤 聡 | オムロン株式会社 取締役 |
| 江良 明嗣 | ブラックロック・ジャパン株式会社 運用部門 インベストメント・スチュワードシップ部長 マネージング・ディレクター |
| 小野塚 恵美 | エminentグループ株式会社 代表取締役社長CEO |
| ◎加賀谷 哲之 | 一橋大学商学部 教授 |
| 菊地 修 | HRガバナンス・リーダーズ株式会社 フェロー (知財ガバナンス研究会 幹事) |
| 佐藤 淑子 | 日本IR協議会 専務理事 |
| 三瓶 裕喜 | アストナリング・アドバイザー合同会社 代表 |
| 杉光 一成 | 金沢工業大学大学院イノベーションマネジメント研究科 教授 |
| 武井 一浩 | 西村あさひ法律事務所 パートナー |
| 竹ヶ原 啓介 | 株式会社日本政策投資銀行 設備投資研究所エグゼクティブフェロー／副所長 兼 金融経済研究センター長 |
| 立本 博文 | 筑波大学ビジネスサイエンス系 教授 |
| 中村 栄 | 旭化成株式会社 知財インテリジェンス室 シニアフェロー |
| 松島 憲之 | SESSAパートナーズ株式会社 チーフアドバイザー 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 委嘱アドバイザー |
| 松原 稔 | りそなアセットマネジメント株式会社 執行役員 責任投資部長 |
| 御供 俊元 | ソニーグループ株式会社 執行役 専務 |
| 森 俊彦 | 一般社団法人日本金融人材育成協会 会長 |
| (オブザーバー) | 金融庁、特許庁、株式会社東京証券取引所 |
| (事務局) | 内閣府知的財産戦略推進事務局、経済産業省経済産業政策局産業資金課 |

標準の戦略的な活用

【背景】

- デジタル化の進展により、産業構造やバリューチェーン構造が、企業・業界単位のピラミッド型から、横断的な機能単位のレイヤーでつながる(そのための標準を必要とする)ネットワーク型へと変化。
カーボンニュートラル等の社会課題の解決に対応した戦略的な国際ルール形成活動が活発化。
グローバル市場での国際競争優位の確立には標準戦略が不可欠な手段に。
- 欧州・中国等は、標準戦略を官民で推進、政府支援を戦略的に強化。

【目的】

- 諸外国のように国際競争で国際標準(国際ルール形成)を使いこなす、官民のケイパビリティを向上すること。
- 国際競争力強化が大目的であり、国際標準は手段。

【政府としての対応】

- 知財事務局が司令塔機能を発揮し、経済安全保障の観点も踏まえ、重要な産業・技術分野に係る標準の戦略的な活用を政府全体、官民連携で推進。

【これまでの主な取組】

- ①政府の推進体制を強化し、関係省庁局長級の会合(標準活用推進タスクフォース)等を通じて、取組内容を底上げ。
- ②内閣府から関係省庁の施策への予算追加配分による支援を通じ、個別具体的な取組内容を強化。
- ③政府の研究開発事業の中で国際標準戦略を強化する仕組みを順次稼働。
- ④全体俯瞰の下で国際標準への対応に関する関係省庁分担でのモニタリング・対応体制を整備中。
- ⑤官民への有識者によるアドバイザリ・サポート体制を整備中。

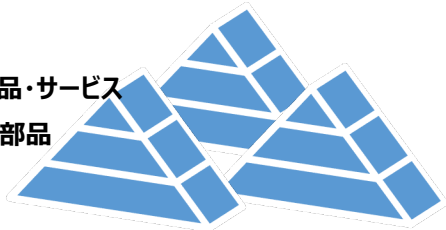
標準の戦略的な活用

デジタル化による産業構造の変化

企業・業界単位のピラミッド型

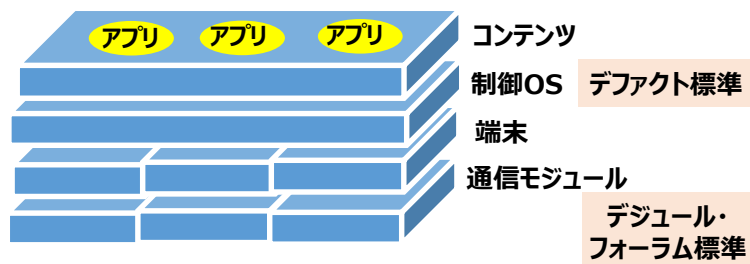
(例：自動車)

最終製品・サービス
素材/部品



業種横断的に価値を提供するレイヤー型

(例：スマートフォン)

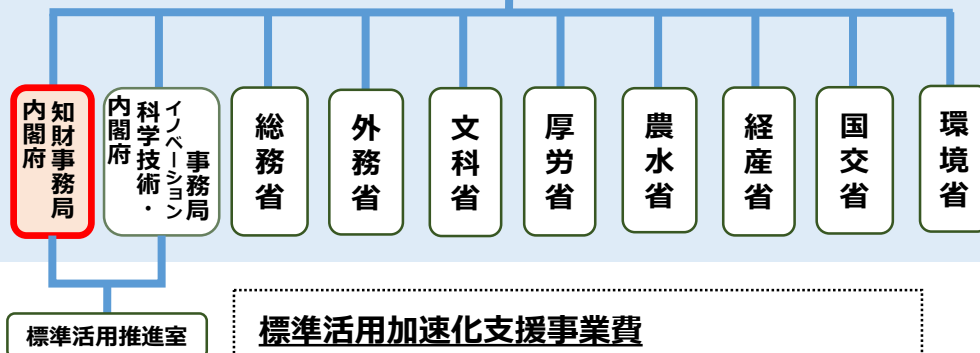


政府の推進体制

統合イノベーション戦略推進会議
(議長：官房長官、議長代理：科技担当大臣、副議長：知財担当大臣)

イノベーション政策強化推進チーム

標準活用推進タスクフォース
(関係省庁局長級が参画)



標準活用加速化支援事業費
(R4年度補正予算15億円)

<関係省庁施策への予算追加配分による支援事例>

- ・スマート工場
- ・医療機器・再生医療
- ・スマート農業
- ・スマートシティ評価指標
- ・コールドチェーン物流
- ・ドローン
- ・輸送用水素タンク
- ・廃棄物発電 等

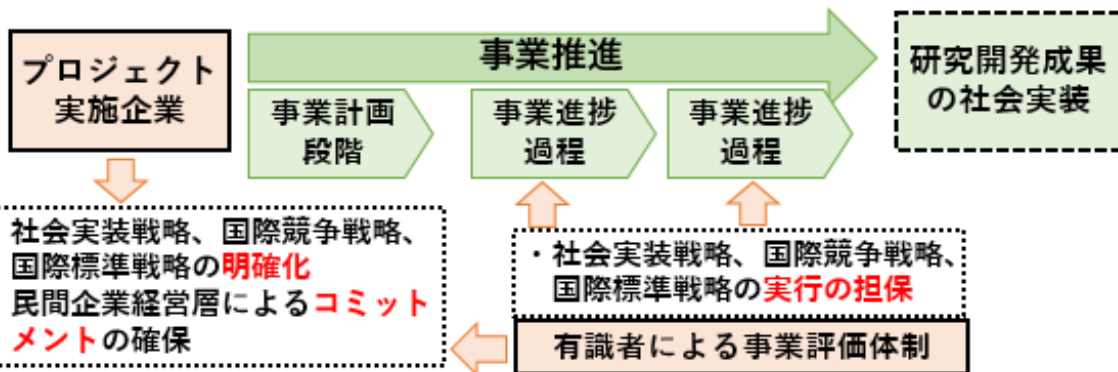
標準の戦略的な活用

○政府の支援する研究開発事業において、民間事業者等が**社会実装戦略、国際競争戦略、国際標準戦略**の明確な提示と、その達成に向けた取組への**企業経営層のコミットメント**を求める事業運営やフォローアップ等の仕組みを導入し、**企業による国際標準の戦略的な活用を担保する仕組みの浸透**を図る。

*国際標準戦略＝国際標準の戦略的な形成・活用

○事業規模が大きい基金事業等(**Beyond 5G研究開発促進事業、グリーンイノベーション基金事業、ポスト5G情報通信基盤強化研究開発事業、戦略的イノベーション創造プログラム第3期**)から仕組み整備に着手。
科学技術・イノベーション施策としても、社会実装と国際競争力の強化のため、他の政府系研究開発事業に**今後横展開**を図る。

政府系研究開発事業を通じての民間企業の国際標準戦略強化（イメージ）



【対象とする研究開発事業】

<総務省>

Beyond 5G研究開発促進事業

<経産省>

グリーンイノベーション基金事業

ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業

<内閣府科技>

SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)第3期

標準の戦略的な活用

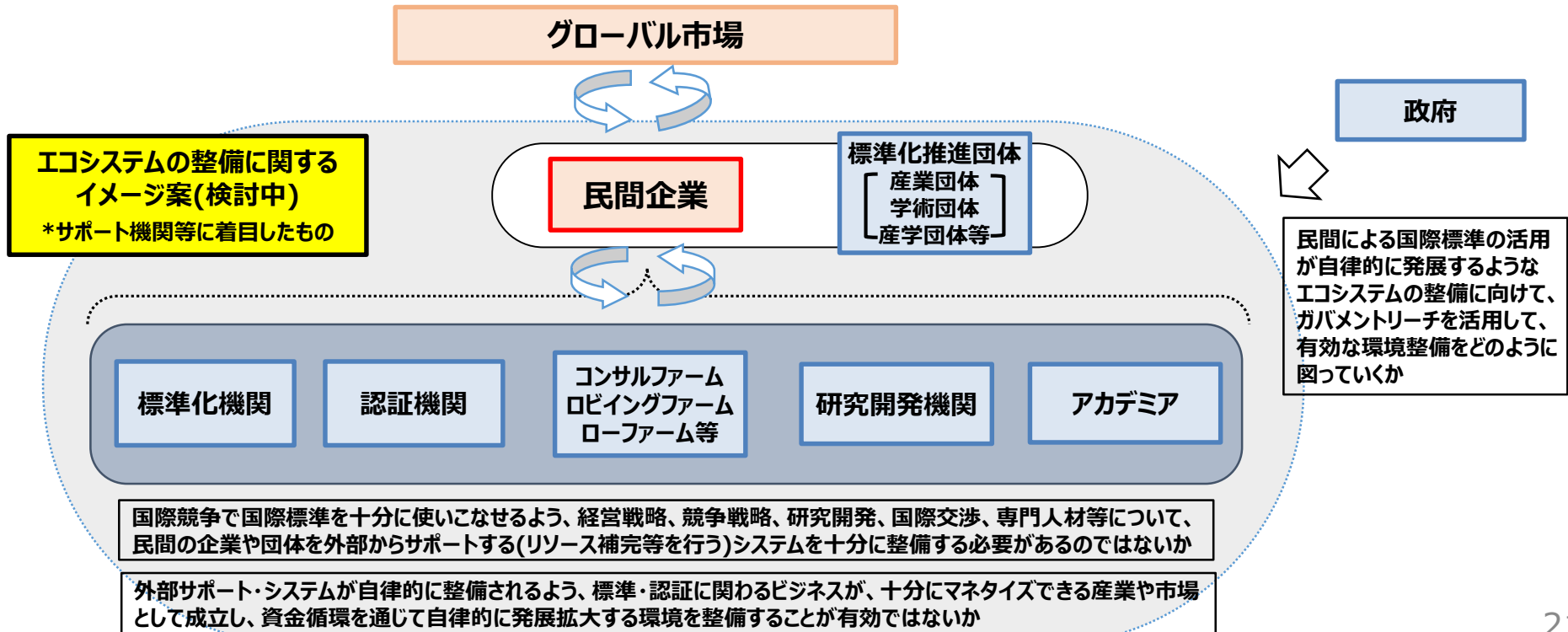
- 経済安全保障の観点も踏まえ、**国際標準への対応を行うべき分野・領域・テーマ**について、全体俯瞰の下で関係省庁分担でモニタリングして**機動的に対応する体制**を整備中。
- 併せて、官民による国際標準戦略の推進や国際標準形成の現場活動等を支援する、**有識者のネットワークやアドバイザリ・サポート体制**を形成中。

分野・領域・テーマ の分類イメージ例

| 大分類 | 分野・領域 | (テーマ例) |
|--------|---------------|------------------------------|
| 社会課題対応 | 脱炭素 | (水素、燃料アンモニア) |
| | 資源 | (サーキュラーエコノミー) |
| | 食料 | (スマート農業、フードチェーン) |
| | レジリエンス | |
| 先端技術 | 量子 | (量子セキュリティ・量子ネットワーク) |
| | マテリアル | |
| | バイオ | |
| | AI、IoT、ロボティクス | |
| セクター | 情報通信 | (Beyond 5G、Post 5G) |
| | 半導体 | |
| | 蓄電池 | |
| | ヘルスケア | (医療機器・再生医療) |
| セクター横断 | モビリティ、物流 | |
| | 都市・土木インフラ | (都市開発、建築物、交通インフラ基盤、上下水道、廃棄物) |
| | | (スマートシティ、サプライチェーン) |

標準の戦略的な活用

- 社会課題解決・社会的価値の追求や先端技術の開発等に伴い、新たなサービスの創出や市場の形成が進行し、欧米中等の主要国が市場競争でのゲームチェンジの手段となる国際ルールとして国際標準の形成・活用を強化していく中、我が国では官民の対応やリソース配分(資金、人材等)が相対的に弱い状況。
- 我が国にとって重要な分野・領域・テーマで国際競争優位を持続的に確保すること、このため欧米中の主要国のように**国際競争で国際標準(国際ルール形成)を使いこなす**、**官民の対応能力**を持続的に向上させることを目的に、**我が国としての標準戦略**を今年度内を目途に策定すべく、検討中。
- 特に国際標準の活用に関して民間をサポートする外部機関や外部人材等が経済社会基盤として拡充整備され、上記目的に向けて自律的に発展するような**エコシステムの整備**に着目し、政府全体での戦略的な方向付けと施策への反映を検討。

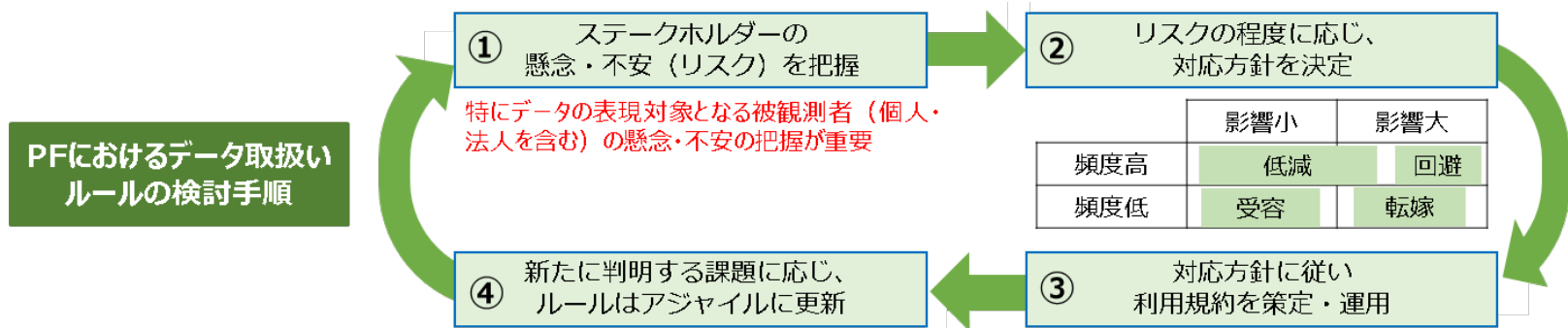


データ流通・利活用環境の整備

知的財産計画2022

■ プラットフォームの構築・ルール実装

データ流通を推進する上で課題となるデータの流用やプライバシー侵害などステークホルダーの懸念・不安(リスク)を払拭するため、プラットフォーム・データ連携基盤を構築する際に踏まえるべき視点と検討手順を示した「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンスver1.0」(実装ガイダンス)を策定・公表(2022年3月)。



特にデータの表現対象となる被観測者(個人・法人を含む)の懸念・不安の把握が重要

特に被観測者やデータ提供者のコントロールポリシー※をリスクに応じた手段で確保することが重要

※ 明示された目的・データ取扱い方針の範囲内でデータが利用されるよう、又はその範囲外でデータが利用されないよう、被観測者やデータ提供者がデータの取扱いに直接的・間接的に関与可能なこと

⇒ 今後、準公共等の重点分野のプラットフォームや分野間データ連携基盤等において、上記ガイダンスを参照し、適切なデータ取扱いルールの実装を推進。

■ 研究データ

研究データの管理・利活用推進においても、データ取扱いルールが重要であるとの認識のもと、統合イノベーション戦略推進会議において、公的資金による研究データについての管理・利活用に向けた取組を定めた「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」を決定・公表(2021年4月)。

⇒ 上記「基本的な考え方」に基づいて、

- ・ 大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等の研究開発を行う機関において、データポリシーの策定や機関リポジトリへの研究データの収載を推進。
- ・ 公募型の研究資金の全ての新規公募分について、研究者や研究プロジェクトのマネージャーがデータマネジメントプラン(DMP)を作成し、管理対象とする研究データを特定した上で、体系的なメタデータを付与する仕組みの導入を推進。等

■ 限定提供データ

不正競争防止法における営業秘密・限定提供データ等に係る規律について、時代の要請に応じた適切な制度の在り方を検討するとともに、データ利活用等に取り組む上で前提となる腐敗防止の規律について検討を行い、必要な施策を講ずる。

データ流通・利活用環境の整備

取組状況

■ プラットフォームの構築・ルール実装

現在、各分野等において、プラットフォームやデータ連携基盤を構築しているところであり、これらの構築やルール実装の状況等を注視。

- スマートシティ
2022年度デジタル田園都市の採択プロジェクトにおいて、エリア用ブローカ、GIFデータモデルの使用を推奨。この成果を反映し、2023年は他のスマートシティプロジェクトへの広報を実施。連携基盤のルールについて、実装ガイダンスを活用することとなっている。
- 防災
総合防災システム等の防災用のデータモデルの設計とともに、スマートシティのデータを活用するためのコネクタの活用を検討。APIベースの情報連携を目指す。連携基盤のルールについて、プラットフォーム整備に向けた仕様書において実装ガイダンスを参照することとなっている。
- 医療
医療等のサービス提供の関係主体の間で必要な情報を本人の意思に基づき効率的に共有するために必要な機能とその機能を提供する基盤の在り方について調査研究を実施。連携基盤のルールについて、現時点で実装ガイダンスを参照していない（今後参照する可能性あり）。
- 教育
基本となる主体情報や内容情報等をGIFデータモデルや文部科学省教育データ標準として整備するとともに、連携のハブである学習eポータルに関する標準規格を策定し、実装を促進。連携基盤のルールについて、現時点で実装ガイダンスを参照していない（今後参照する可能性あり）。

■ 研究データ

データポリシーの策定やデータマネジメントプラン（DMP）の作成・メタデータを付与する仕組みの導入を推進するとともに、研究データ管理・利活用の事例の収集・共有を推進。

- 国立大学・大学共同利用機関法人・国立研究開発法人におけるデータポリシーの策定率
 - ・ 国立大学：21機関（2021年5月時点（令和3年度学術情報基盤実態調査結果より））
 - ・ 大学共同利用機関法人：1/4 法人・機関
 - ・ 国立研究開発法人：24/24 法人・機関
- 公募型の研究資金の新規公募分における、DMP及びこれと連動したメタデータの付与を行う仕組みの導入率
 - ・ 競争的研究費制度における仕組みの導入率：57%（69制度／122件（一部導入済み51制度を含む））（2022年3月末時点）

■ 限定提供データ

産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会において、「限定提供データ」の規律の見直しなどを検討し、次の内容とする報告書案についてパブリックコメントを実施（2022年12月14日～2023年1月18日）。

- 「秘密として管理されているものを除く」要件（不正競争防止法第2条第7項）の見直し
 - ・ 「秘密として管理されているものを除く」要件を「営業秘密を除く」と改める、又は当該要件を削除することが適切である。

デジタル時代のコンテンツ戦略

「知的財産推進計画2022」におけるポイント

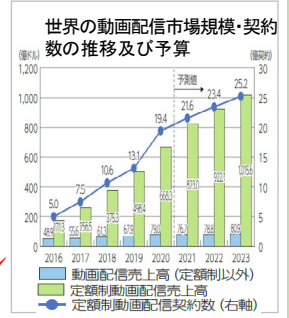
変化の動向

〇コンテンツ市場の構造変化

- ・グローバルプラットフォームの伸長
※コンテンツはデジタルエコミーの主要な「中間財」に
- ・市場のボーダレス化・グローバル化と流通経路の多様化
- ・厳しい競争環境の一方、よいコンテンツは「世界で売れる」チャンス

→ メディア・コンテンツ産業の構造転換が不可避

- ・B2Cへの転換、
- ・世界展開を前提としたビジネスモデル



〇個人のコミュニケーションツールとしてのコンテンツ活用、一般人の制作参入/プロ化

- ・デジタル創作ソフトの普及、「一億総クリエイター」化
- ・二次創作・n次創作の拡大
- プロとアマチュアの境界曖昧化
- n次創作の市場化の可能性



〇メタバース、NFT等の新たな潮流

- ・仮想空間上のコンテンツ消費経済圏の拡大
※様々な財消費の仮想空間への転移
- ・P2Pコンテンツ取引の増加
※クリエイター等主導の流れへの加速
- ・ファンコミュニティ型ビジネスの拡大
- コンテンツビジネスにおけるゲームチェンジの可能性
- 新たな法的課題等も惹起



デジタル時代のコンテンツ戦略のポイント

- ◆ あらゆる人々の創造性発揮を促し、新たな価値創出を拡大
- ◆ クリエーター等主導によるコンテンツ・エコシステムを活性化
- ◆ メディア・コンテンツ産業の構造転換・競争力強化を促進

コンテンツの「利用」と「創作」の好循環による価値増殖の加速

Web.3.0時代の新たなコンテンツ消費への対応

「世界で売れる」作品作りに向けたビジネスモデルの転換促進

デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革

クリエイターへの適切な対価還元に向けた検討

メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題等への対応

NFTの活用に係るコンテンツホルダーの権利保護、利用者保護

制作システムの抜本的転換と国際販売力の強化

クリエイター等主導への転換を踏まえた人材育成

デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革 (「知財計画2022」が示した改革の狙い等)

○ コンテンツエコシステムの活性化に向け、多様な個人・プレーヤーが社会に蓄積されたコンテンツを最大限に活用できるようにし、様々なアイデアの融合やコンテンツの共創を通じ、新たな価値創出を促進していくよう、膨大かつ多種多様な著作物の権利処理を簡易・迅速に行える仕組みを整備

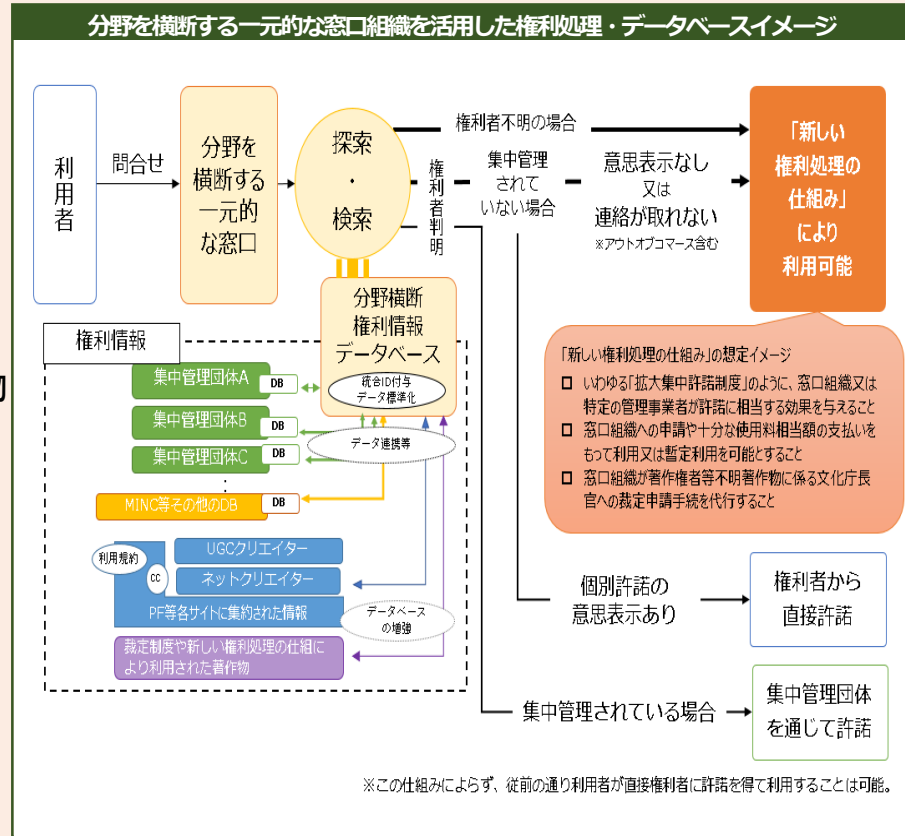
知財計画2022 簡素で一元的な権利処理の実現

【改革のねらい】

- ✓ **デジタル時代のスピードに対応し、権利処理にかかる
 手続コスト・時間コストを大幅に削減**
 → 「創作」と「利用」の循環による価値創造を加速・拡大
 → 権利者への対価還元拡大
- ✓ **分野を横断する一元的な窓口組織を活用した
 新しい権利処理の仕組みを創設**
 → 著作権者等が不明の場合や意思表示のない著作物の利用が可能に
- ✓ **分野横断的な権利情報データベースを構築し、
 これを活用した権利者等の探索を実施**
- ✓ **将来的にデジタルで完結する仕組みを目指す**

【新しい仕組みの想定される利用場面例】

- ・ 過去の放送番組や舞台公演等のデジタルアーカイブ・配信に際しての権利処理
- ・ UGC等のデジタルコンテンツの二次利用にかかる権利処理



<検討の経緯 (2021~) >

《知財計画2021》

拡大集中許諾制度等を基に、簡素で一元的な権利処理を可能とする制度を実現【2021年内に検討・結論。2022年度に所要の措置】

→ 文部科学大臣諮問(2021年7月)を受け、文化審議会著作権分科会において検討

2021年12月 著作権分科会中間まとめ

※ 分野横断権利情報データベース等を活用し、分野を横断する一元化的な窓口組織による新しい権利処理の仕組みの実現を目指す

《知財計画2022》

簡素で一元的な権利処理の実現に向け、①「新しい権利処理」の制度化、及び②「分野横断権利情報データベースの構築について検討【2023年通常国会に関連法案提出】

→ ①「新しい権利処理」の法制度、及び②分野横断権利情報データベースの在り方について、検討

2022年12月 著作権分科会法制度小委員会が「報告書(案)」パブリックコメント

分野横断権利情報データベースに関する研究会「報告書」まとめ

※ 文化庁令和5年度予算案に、分野横断権利情報データベースに係る調査研究(97百万円)を計上

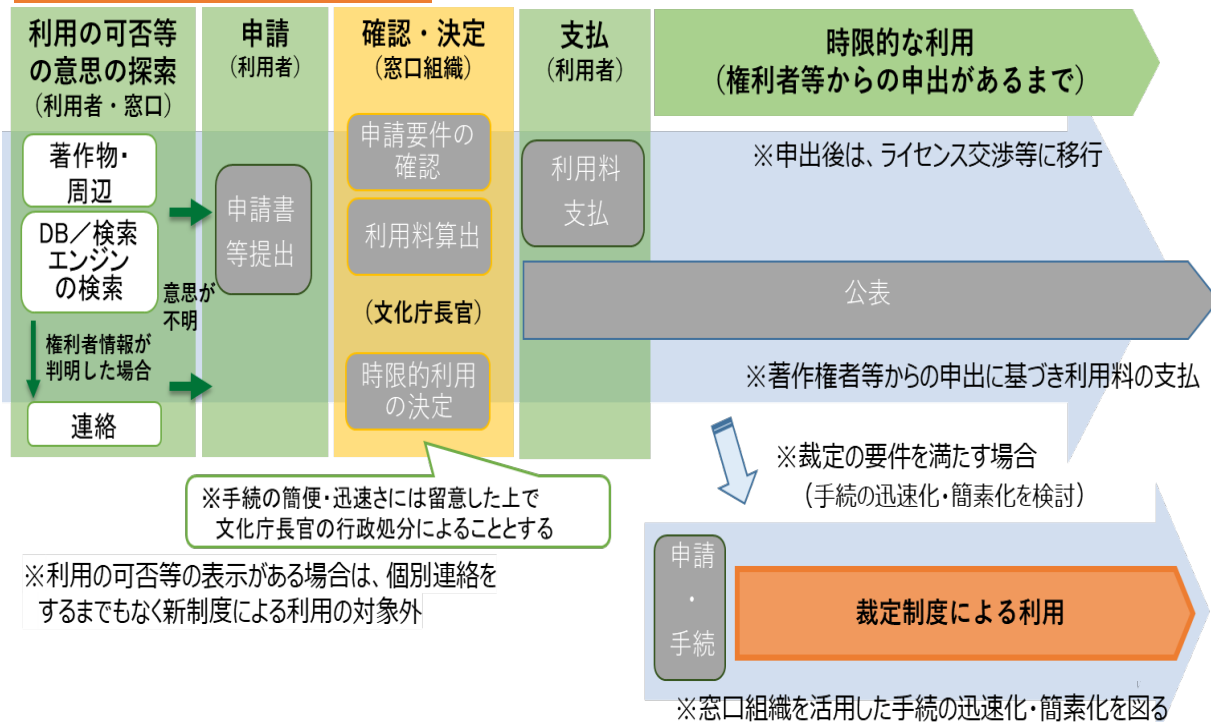
簡素で一元的な権利処理と対価還元の制度化 (新制度の創設等)

○ 新制度の対象となる著作物は、①集中管理がされていない著作物、②利用の可否等の「意思」が示されていない著作物とする。

○ 新制度により、利用期間の上限内、かつ、著作権者等からの申出があるまでの間の時限的な利用を可能とする。

※ 時限的でない利用を可能とする仕組みについては、裁定制度を活用した方策とし、裁定制度については、窓口組織を活用した手続きの迅速化・簡素化を図る。

新制度の具体的なイメージ



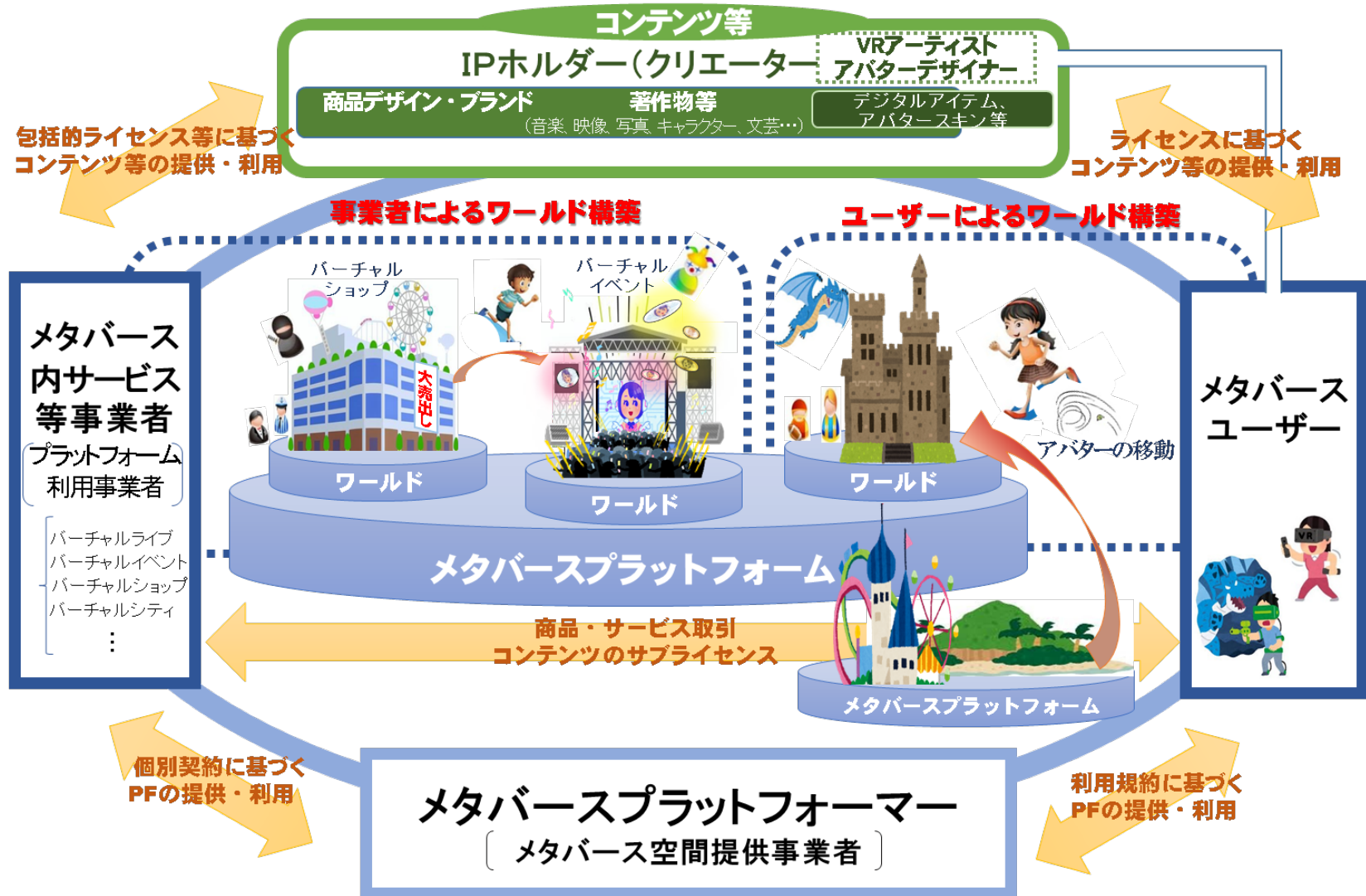
新制度の主な意義

- ・ 著作物等の利用の可否や条件に関する著作権者等の「意思」が確認できない著作物等を対象とすること
- ・ 著作権者等が申出を行えば利用を終了させることができる時限的な利用とすることで、著作権者等の権利を失わせることのない、柔軟なスキームとすること
- ・ 窓口組織において手続きを一元化し、著作権者等の探索や利用料算出手続を合理化することにより、利用者や関係団体の負担を軽減すること
- ・ 裁定制度において、申請中利用まで1~2か月程度要していたケースがあるところ、相当程度の時間の短縮を図ること
- ・ 新制度に係る手続きを窓口組織が担うことにより、利用のみの判断によらず手続きの適正化を図ることができること

メタバース上のコンテンツ等をめぐるエコシステム

メタバース上のコンテンツ等をめぐるエコシステム

(権利関係等の視点からみたプラットフォーマー・事業者・ユーザーとIPホルダーの関係)



メタバース「官民連携会議」の設置等

メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題への対応に関する官民連携会議

- メタバース上のコンテンツ等をめぐる新たな法的課題に対応するよう、「官民連携会議」を設置して、課題の把握、論点整理等を推進。

活動内容

- ・新たな法的課題の把握及び論点の整理
- ・官民一体となったルール整備に関する検討（ソフトローによる対応を含む）
- ・国際的なルール形成の動きへの対応 など

構成員

- ①民間事業者等又はそれらの団体の関係者
- ②法律、コンテンツその他の関連分野の有識者
- ③関係省庁の担当者 など

スケジュール

- 2022年11月 全体会合・分科会の設置
- 2022年12月
～2023年3月 全体会合・分科会で討議
- 2023年3月頃 論点整理とりまとめ予定
- 論点整理を受け、さらに必要に応じて官民一体となったソフトローの整備等について検討

主な検討事項

1. 現実空間と仮想空間を交錯する知財利用、仮想オブジェクトのデザイン等に関する権利の取扱い
 - ・現実空間に実在するデザイン、標識等の権利の保護 ※次期通常国会に不正競争防止法の改正法案を提出
 - ・仮想空間で新たに創作されるデザイン等に係る創作者等の権利保護
 - ・仮想オブジェクト(デジタルアセット)の「所有者」がもつ権利に関する取扱い など
2. アバターの肖像等に関する取扱い
 - ・実在の人物の肖像権・パブリシティ権の侵害防止等
 - ・オリジナルのデザインで作成されたアバター肖像の取扱い など
3. 仮想オブジェクトやアバターに対する行為、アバター間の行為等をめぐるルールの形成、規制措置等の取扱い
 - ・問題の発生防止・事後対応
 - ・プラットフォームを横断して生じる課題への対応
 - ・行為規制・刑罰法規等の取扱い など
4. その他
 - ・国際裁判管轄・準拠法の取扱い など

関係省庁におけるメタバース・Web3.0関連の調査研究

- 経済産業省** Web3.0時代におけるクリエイターエコノミーの創出に係る調査事業（2022年7月～）
- 総務省** Web3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会（2022年8月～）
- デジタル庁** Web3.0研究会（2022年10月～）

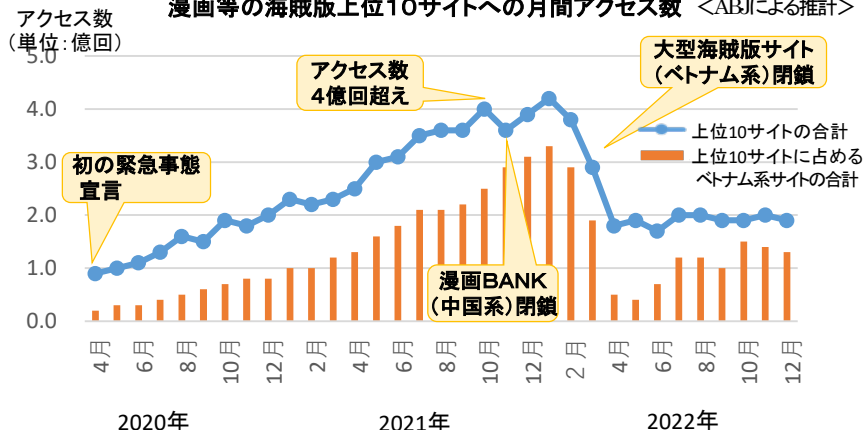
インターネット上の海賊版対策への取組

- ベトナム海賊版をはじめとした海外海賊版サイトによる被害の拡大を受け、国際連携・国際執行の強化など、「総合対策メニュー」に基づく取組みを、政府一体となって推進。
 - 一部の大型海賊版サイトを閉鎖に至らせるなど、一定の成果。更なる対策強化が求められる。
- 「総合対策メニュー」による取組については、これまでの対策の効果を検証の上、更なる取組について検討。

インターネット上の海賊版の被害状況

- コロナ禍において、漫画等の海賊版サイトへのアクセス数が増加。
 - 2021年10月には、上位10サイトへのアクセス数が**月間4億回を突破**。
- 出版社等の対策チームが法的措置を進めていた海外大型海賊版サイトが、2021年11月以降、相次ぎ閉鎖
 - 2022年4月以降のアクセス数は、**月間2億回規模で推移**。

漫画等の海賊版上位10サイトへの月間アクセス数 <ABJIによる推計>



被害の拡大防止に向けた主な取組み

《ベトナム海賊版サイト運営者の摘発に向けた取組み》

- 出版社等の対策チームと連携しつつ、ベトナム公安当局への働きかけ、フォレンジック調査による運営者特定につながる情報の収集など、サイト運営者の摘発に向けた取組みを推進

【これまでの主な取組】

- ・ 国家公安委員長からベトナム公安大臣に対し、海賊版サイト運営者の特定・取締りについて働きかけ【2021年7月】
- ・ 日越首脳会談において、両首脳が海賊版対策への取組についての認識を共有【2021年11月・2022年5月】
- ・ サイト運営者特定のためのデジタルフォレンジック調査の拡充【2022年度】
- ・ 日越刑事共助条約の締結・批准【2022年8月発効】 など

《海賊版の運営を成り立たせるエコシステムへの対処》

- 海賊版サイトの運営やサイトへのアクセスに利用される各種民間サービスについて、必要な対策措置が講じられるよう、民間事業者との協力、対応の要請等の取組を推進

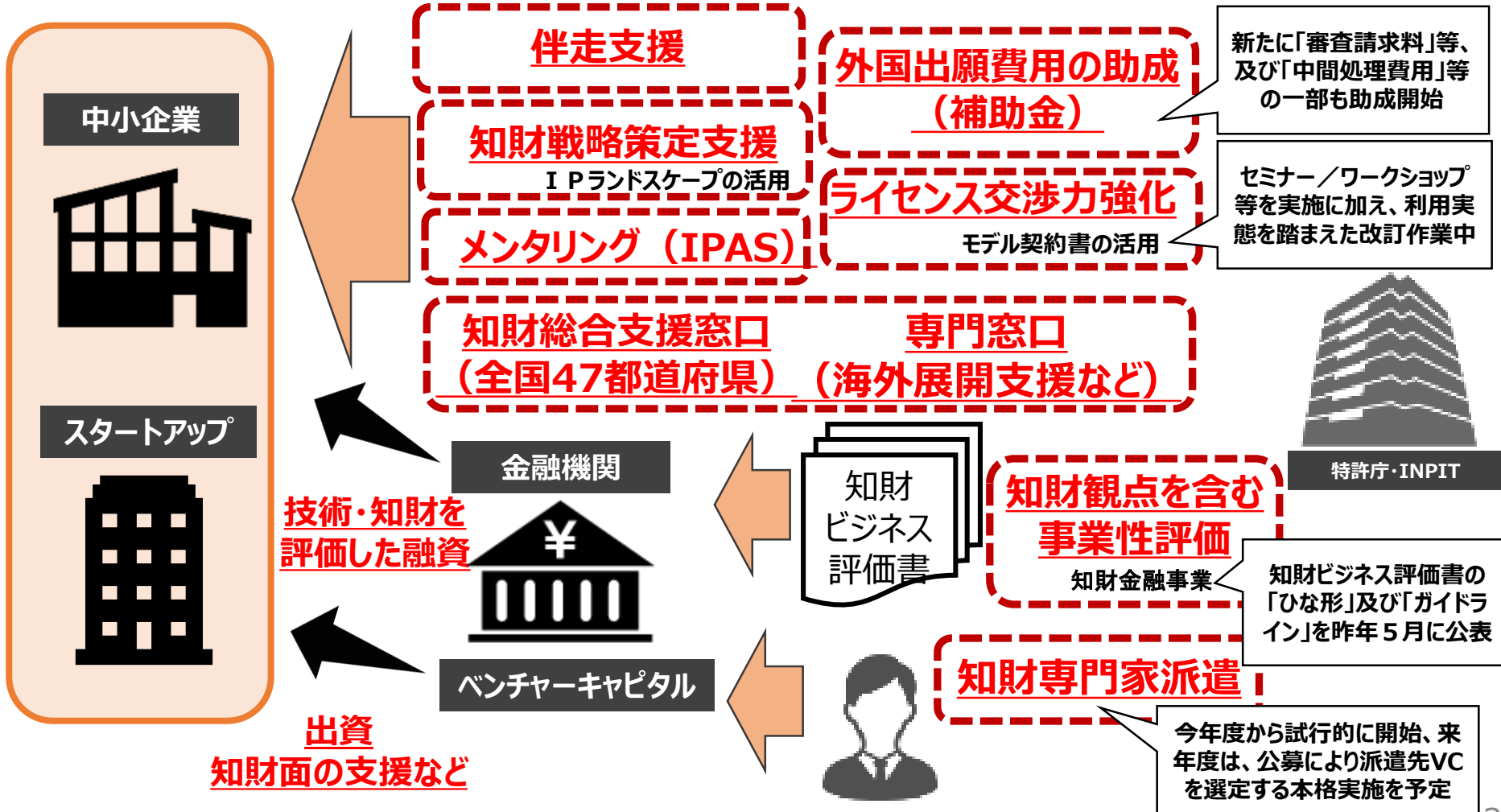
<CDN対策> 海賊版サイトへのサービス提供を続けるCDN事業者に対し、サービス停止等の対応を要請

<検索サイト対策> 海賊版に係る検索結果表示の削除・抑制について、検索サービス事業者と協力して対応

- ☆ 海賊版上位10サイトへのアクセス数の約7割は、ベトナム系へのもの
- ☆ コンテンツの安定的配信に不可欠とされるCDNサービスについては、殆どの大型海賊版サイトが、特定の1社のサービスを利用しているとも指摘。
- ☆ 新興海賊版サイトの成長期におけるユーザーの流入は、検索サービスからの流入によるところが大。

中小企業/地方（地域）の知財活用支援

中小企業・スタートアップが技術の強みを活かし機動的かつスピーディーに社会実装できるよう、知財投資・活用に向けた支援を実施。また、円滑な資金獲得を目指せるよう、**金融機関**、**VC**が適切な知財の評価を行うための支援を実施。



中小企業の知財取引の適正化の動き

- 知財は中小企業にとって利益の源泉となる可能性がある一方、**①中小企業の知財が親事業者に買いたたかれる事例**や、**②中小企業にとっても、知財は専門的で馴染みのないものであり、自ら有している技術やノウハウが保護すべき知財であることが認識されていない現状**が存在。
- これらを踏まえ、知財取引に関する問題意識や積極姿勢を多くの中小企業に醸成していくため、知財に関する取組を重点的に実施する体制を構築して活動中。

1. **「知財Gメン」の創設**

- 知財取引の適正化に対応するための下請Gメンの専門チーム（知財Gメン）を創設（令和4年4月）
- 知財Gメンが中小企業から知財取引関連のヒアリングを実施し、問題事例などをとりまとめ

2. **「知的財産取引アドバイザリーボード」の設置**

- 弁護士・弁理士等の専門家による「知財取引アドバイザリーボード」を中小企業庁に設置（令和4年6月）
- 知財Gメン等によって収集した問題事例等について、親事業者への「指導・助言」の必要性について諮問

3. **下請振興法に基づく「指導・助言」の積極的な実施**

- アドバイザリーボードへの諮問結果を踏まえ、個別の親事業者に知財取引の適正化を働きかけるため、親事業者に下請振興法に基づく「指導・助言」を実施
- 「指導・助言」を行った親事業者に対しては、継続的なフォローアップを実施

4. **「知財総合支援窓口」等との連携、経営支援機能の強化**

- 知財総合支援窓口や商工会議所に寄せられた取引関係の問題を下請かけこみ寺につなぎ、取引問題に知見のある相談員の支援につなげるとともに、「知財Gメン」のヒアリングにつなげる体制の構築

アフターコロナを見据えたクールジャパンの再起動①

知的財産計画2022

○ 外国人観光客の入国制限を見直しを踏まえ、来るべきインバウンドの全面再開を視野にクールジャパンの再起動が急務。

【クールジャパン（CJ）を再起動する3つの手法を提示】

サステナブルの視点からの
日本の魅力の磨き上げ

コミュニティとの共創
による海外発信

クールジャパン関係者の
マッチングの強化

■ クールジャパン官民連携プラットフォーム（CJPF）において、サステナブルの視点やコミュニティとの共創の観点を取り入れた取組を実施。

CJPFにおける主な取組

- CJPFライブ
全国各地で活躍している方々とともに、地方の魅力の磨き上げや海外への情報発信について考えることを目的として、オンライン放映によるパネルディスカッションを開催。
（第1回：東京、第2回：広島、第3回：栃木、第4回：東京）
- CJPFアワード（動画部門、事業部門）
日本の魅力を海外に伝えるムービー（動画）と日本の新しい価値や魅力を創出し海外に展開するプロジェクト（事業）を募集し、表彰するコンテストを実施。
（2022年10月～11月：募集、12月～2023年1月：審査、3月：表彰）
- 優良事例の横展開
食・食文化を中心に日本の文化を体現しているモデルケースを構築し、情報発信・横展開を実施（7カ所）。
（気仙沼、金沢、美山荘（京都）、伊根、広島、隠岐、熊本・鹿児島）
- クールジャパン・プロデューサー、クールジャパン広報大使
クールジャパン関係者が必要とする機能を強化するため、クールジャパン・プロデューサー、クールジャパン広報大使を任命（2022年10月）。
（CJプロデューサー：48名、CJ広報大使：5名）

【特に注力した取組（例）】

- ・ フードロスなどサステナブルをテーマとして議論。
【第3回：栃木】
- ・ フランスのTV局と連携した日本文化のファンコミュニティへの販路開拓の事例を議論。【第2回：広島】
- ・ 京都市と米国ゲーム会社がコラボレーションして二条城を舞台とするシューティングゲームを開発・京都の魅力を世界中のゲームコミュニティと共有・収益の一部を二条城の保全に活用。（前回グランプリ受賞）
- ・ 気仙沼を愛する人のコミュニティを結成し（約4万人）、牡蠣漁師体験ツアー、地元の食材と地酒をペアにしたディナーなどを開発。【気仙沼】
- ・ 松本梨香氏、平野綾氏、えなこ氏らクールジャパン広報大使がTwitterを活用してクールジャパン関連の情報を発信（フォロワー数（合計）：約250万人）。

アフターコロナを見据えたクールジャパンの再起動②

知的財産計画2022

○ 外国人観光客の入国制限を見直しを踏まえ、来るべきインバウンドの全面再開を視野にクールジャパンの再起動が急務。

【クールジャパン（CJ）を再起動する3つの手法を提示】

サステナブルの視点からの
日本の魅力の磨き上げ

コミュニティとの共創
による海外発信

クールジャパン関係者の
マッチングの強化

■ クールジャパン戦略（2019年9月）に記載されている中核的な機能を果たす組織に向けて、CJPFにおける取組の活性化、機能の強化が重要（CJ関係者のネットワーク構築、マッチング・共創を通じた価値創出）。

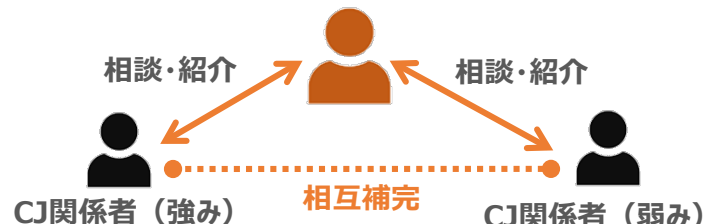
情報の相互発信・共有



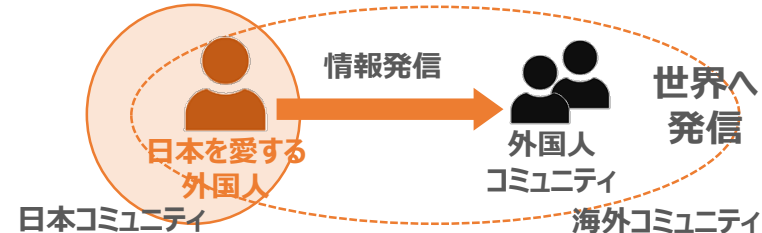
CJ関係者のマッチング支援



CJ関係者の強みと弱みの相互補完



日本を愛する外国人の積極活用



- ・ 「CJ関係者とCJ関係者」、「CJ関係者とCJプロデューサー」等との間でつながりが生まれネットワークを構築。
- ・ 「CJ関係者とCJプロデューサー」、「CJ関係者とCJPF会員」等による共創を通じて新たな事業を展開。